

# 「基本的な考え方」(案) に対する意見

2019年5月29日  
一般社団法人 新経済連盟



- イノベーションを潰すのではなく、イノベーションを促進する制度を目指すべき（その観点から、規制緩和には基本的に賛成）
- 概念的なリスクを重視しすぎて規制レベルを全体的に引き上げること  
は避けるべき
- 具体的な検討にあたっては、事業者を参画させ、実態を踏まえて慎重に議論すべき

## <ビジネスへの影響が特に懸念される事項>

- 収納代行を資金移動業と位置づけて規制強化  
→ 国内プレイヤーによるプラットフォームビジネスやシェアリングエコノミーが衰退
- 第三者型かつIC/サーバ型前払い式支払手段を100%保全に規制強化  
→ 現在の2倍の資金調達コストが発生し、キャッシュレスから後退
- 現行の資金移動業の利用者資金受け入れに送金上限と同じ上限額を設ける規制強化  
→ 一時的に受領や送金準備が重なった場合に著しく不便に

## 第1章 2.

### (1) I 資金移動業

- ① 第1類型：「高額」送金を取り扱う事業者
  - ・ 新たな制度を作っても使われないといいことが起きないように、ニーズや参入予定事業者の意見を聞き、適切な制度になるように留意すべき
- ② 第2類型：現行規制を前提に事業を行う事業者
  - ・ **利用者資金の受入れ額に送金上限額と同額の上限を設けることには反対**
  - ・ 一時的に送金準備や受領が重なった場合に利用できなくなってしまう、サービスの安定性を欠くことになってしまう
- ③ 第3類型：「少額」送金を取り扱う事業者
  - ・ 規制緩和には賛成
  - ・ 少額要件は厳しすぎると利便性が著しく下がり使われなくなるサービスになってしまうため、サービス実態を踏まえて慎重に検討すべき
- ④ 保全方法・資金の取り扱い
  - ・ 現在保全方法としてあまり使われていないものについてその原因を調査し、保全方法の選択肢の多様化を図るべき
  - ・ 受け入れ上限額に達していた場合の一律送金不可はサービスの安定性を欠くため避けるべき
  - ・ ②と③がシームレスに移行できるような制度も検討すべき

## (1)Ⅱ 前払式支払手段

- 「送金類似」とはいったいどこに着目して「何が似ている」のか？  
ユーザ間のバリューの送付に着目しているのか、加盟店との精算に着目しているのか、論点を明確にすべき
- 紙型ではできなかった形のサービス提供がIC型/サーバ型でできるというのはIC型/サーバ型が紙型と同じ前払い式支払手段として資金決済法に定められた時から変わっておらず、規制強化の理由にはならない
- **前払い式支払手段はどこまでいっても現金と同じではなく、現金と同じように使えることはない（発行者と契約関係のある加盟店でしか使えない）**  
したがって、**電子マネーと資金移動とを厳格な規制に平準化・統一するべきでない**
- 第三者型の電子マネーは加盟店との精算に常に現金が必要であり、仮に100%保全が求められることになれば、現状の2倍の資金調達コストがかかることになる
- コスト増による有効期間の短縮や利用者側でのコスト負担といった事態を招きかねず、これまで安価かつ便利に利用できていた電子マネーの魅力が無くなってしまう恐れがある
- 電子マネーは日本において独自に発展を遂げてきた産業であり、キャッシュレス化の促進にとって重要な役割を果たすものであるが、**規制強化によってキャッシュレス化の流れが止まる恐れがある**

# 各論点に対する意見

## (1)Ⅲ i 収納代行

- 「**収納代行**」が一律に**資金決済法上の資金移動業**であると整理することには**強く反対**
- 資金移動と同一であり、**潜脱行為**と評価されるようなものはどのようなものかを議論すべき
- CtoC取引の収納代行においても、**二重払いの危険がないことや、これまで社会的・経済的に重大な被害が発生していない状況はBtoCと同じである**
- 事象者の自主的取組で受け手の保護に資すると評価しうるものも存在する
- プラットフォーム内の取引に付随する形で行われる収納代行と、元の取引に一切関知しない形で完全に切り離された形で行われる収納代行とは**区別すべき**
- **フリマアプリやシェアリングエコノミーなど、CtoCの取引が行われるプラットフォームでは、取引の前に見ず知らずの人にいきなりお金を振り込まなければならないという不安を解消し、利用者同士のトラブルを防止するために、取引に付随する形で、いわゆるエスクロー決済のサービスを提供しているのが一般的であるし、消費者保護の観点からそのようなサービスの提供が期待されている**
- 仮にCtoCの収納代行が資金移動業と位置づけられた場合、**多大なコストが発生するため多くのプラットフォームは決済機能の提供を断念せざるを得ず、利用者の不安解消ができないサービスになるか、産業そのものが無くなる可能性が大きい**
- **プラットフォームの競争力が強いアメリカにおいては、エスクローによる消費者保護の要請が高まっており、プラットフォームによる収納代行は送金業規制の対象外と整理されていると認識**
- **CtoC収納代行への規制は、国内のプラットフォームビジネスの競争力低下とイノベーションの阻害を招く**

# 各論点に対する意見

---

## (1)Ⅲ ii ポイント・サービス

- ポイントは昔も今もあくまで利用に応じて獲得できるおまけや割引クーポンの類であり、マーケティングのためのツールである
- 金融制度の中に組み込んで規制対象とすべきではない

## (2) I ii 無権限取引が行われた場合のルール

- 立法措置は不要であり、事業者の自主性や事業者間の競争に委ねるとともに、イノベーションを促進し、多様なサービスを利用者の選択によって利用できるようにすべきである

## (2)Ⅱ ポストペイサービス

- 少額・低リスクなサービスに対する規制緩和については歓迎
- マンスリークリアのクレジットカード決済や、キャリア決済、請求書払い等、商慣行として通常行われている一定期間内の後払いへの新たな規制には反対

## 第2章 金融サービス仲介法制

- ワンストップでの参入や手続きを可能にする仲介法制の整備に賛成
- 所属制の見直しにおいては、見直しの対象を過度に狭くしすぎないように留意すべき
- 仲介業者のインセンティブは報酬のみとは限らないことに留意すべき